資料２－３

現行地域医療構想の取扱いについて

１　経緯

○　国の「新たな地域医療構想等に関する検討会」が 2024（令和 6）年 12 月 18 日に公表した「新たな地医療域構想に関するとりまとめ」において、「現行の地域医療構想の取組について、2026（令和 8）年度も継続すること」とされたことを踏まえ、本県においては、**今年度も引き続き現行地域医療構想の取組を行っている。**

○　新たな地域医療構想は医療法において、2028 年度末までに策定することとされているが、**現行地域医療構想でも協議対象となっている「病床の機能分化及び連携に関する取組」**（具体的対応方針（2025 プラン等）の協議、非稼働病棟に関する協議、病床整備に関する協議、地域医療介護総合確保基金を活用した補助金等）**については、来年度以降の取扱いを検討する必要がある。**

２　「構想区域」及び「必要病床数」について

○　医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）における附則第３条において、地域医療構想の策定期間中は、既存の医療計画を改正法に基づく医療計画及び地域医療構想とみなす経過措置が設けられているが、**経過措置期間中は現行地域医療構想の「現行構想区域」及び「2025 年の必要病床数」が法令上の「構想区域」及び「必要病床数」とみなされることとなる。**

○　他方、**新たな地域医療構想の策定過程において、「新たな構想区域」及び「2040 年の必要病床数」について先行して協議が調った場合は**、医療法第 30 条の 14 第２項に基づき、「**関係者は、地域医療構想調整会議において協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない**」とされていることから、**策定期間中においても、「新たな構想区域」及び「2040 年の必要病床数」に基づき病床の機能分化及び連携に関する取組に係る協議を行うことは可能。**（厚生労働省確認済み。ただし、法令上の知事権限行使（必要病床数に基づく要請、勧告等）は「2025 年の必要病床数」及び「現行構想区域」で行うこととなることに留意。）

３　現行地域医療構想の取扱いについて（案）

○　統合予定の東三河北部及び東三河南部構想区域について、統合後の地域医療構想推進委員会において、医療機関機能や南北連携の取組に関する協議を進める必要がある。

○　「2040 年の必要病床数」が明らかになっているにも関わらず、医療機関からの病床の機能転換や増床の相談等について、「2025 年の必要病床数」に基づく協議を続けることは混乱が生じかねない。



○　「新たな構想区域」及び「2040 年の必要病床数」の協議が調えられたことをもって、**「現行構想区域」及び「2025 年の必要病床数」に基づく病床の機能分化及び連携に関する取組を終了することを検討する。（現時点では、2026 年度末を想定）**

○　2027 年度以降の「新たな構想区域」及び「2040 年の必要病床数」に基づく、病床の機能分化及び連携に関する取組の方針については、国の動向も踏まえて、２月の本部会において検討を行う。

○　現行地域医療構想の具体的対応方針については、年度後半の各構想区域地域医療構想推進委員会において、2027 年３月 31 日時点の状況をとりまとめ、公表する。

４　今後のスケジュール

2027 年１～２月　　各構想区域地域医療構想推進委員会において、「新たな構想区域」及び「2040 年の必要病床数」の検討を行うとともに、現行地域医療構想の具体的対応方針をとりまとめる。

2027 年２月　　医療体制部会において、「新たな構想区域」及び「2040 年の必要病床数」、現行地域医療構想の取扱いの決定

2027 年４月１日～　　「新たな構想区域」及び「2040 年の必要病床数」に基づき、病床の機能分化及び連携に関する取組を進める。